



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1か月2,200円

目次（*については県例規集掲載事項）

○ 教育委員会規則

*1 和歌山県教育委員会教職員倫理規則

○ 告示

203 平成20年度廃棄物不法投棄監視パトロール業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等

（廃棄物対策課）

204 平成19年度和歌山県動物愛護センター脱臭剤交換及び脱臭装置保守点検業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等

（生活衛生課）

205 生活保護法による指定介護機関の廃止

（福祉保健総務課）

206 生活保護法による介護機関の指定（ " ）

207 身体障害者福祉法による指定医師の辞退

（障害福祉課）

208 身体障害者福祉法による医師の指定（ " ）

209 大規模小売店舗立地法による岩出市から聴取した意見の概要

（商工振興課）

210 和歌山県警察学校給食調理委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等

（警察本部）

211 パーキング・チケット発給設備の管理運用等事務委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等

（ " ）

○ 警察本部告示

1 防犯ボランティアサポート事業委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等

○ 公告

入札公告（廃棄物対策課）

"（生活衛生課）

"（警察本部）

"（ " ）

○ 諸報

入札公告（警察本部）

○ 正誤

平成19年3月23日付け和歌山県報第1844号目次中

平成20年2月15日付け和歌山県報号外（2）目次中

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第1号

和歌山県教育委員会教職員倫理規則を次のように定める。

平成20年2月26日

和歌山県教育委員会委員長 檜 畑 直 尚
和歌山県教育委員会教職員倫理規則

（目的）

第1条 この規則は、教育長及び教職員が教育を通じて県民全体に奉仕する者であってその職務は県民から負託された公務であることにかんがみ、教育長及び教職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

（定義等）

第2条 この規則において、「教職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員のうち和歌山県教育委員会が任命する者（教育長及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する教職員を除く。）をいう。

2 この規則において、「管理職員」とは、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）第19条の3第1項及び教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第15条の2第1項に規定する管理職手当の支給を受ける教職員をいう。

3 この規則において、「事業者等」とは、法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

4 この規則の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

5 この規則において、「利害関係者」とは、教育長又は教職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。ただし、教育長若しくは教職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は教育長若しくは教職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として別に定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。

（1）許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等（前項の規定により事業者等とみなされる者を含む。以下同じ。）、

当該許認可等の申請をしている事業者等及び個人（事業者等である個人を除く。以下「特定個人」という。）並びに当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等及び特定個人

- (2) 補助金等（和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号）第2条第1項に規定する補助金等をいう。）を交付する事務 当該補助金等（当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする同条第4項第1号に掲げる間接補助金等を含む。）の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等及び特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等及び特定個人並びに当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等及び特定個人

- (3) 立入検査、監査又は監察（法令（条例及び規則を含む。）の規定に基づき行われるものに限る。）をする事務 当該立入検査、監査又は監察を受ける事業者等及び特定個人

- (4) 不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等及び特定個人

- (5) 行政指導（行政手続法第2条第6号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等及び特定個人

- (6) 事業者等が行う事業の発達、改善及び調整に関する事務（前各号に掲げる事務を除く。） 当該事業を行っている事業者等

- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等及び特定個人、当該契約の申込みをしている事業者等及び特定個人並びに当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等及び特定個人

- (8) 入札（地方自治法第234条第1項に規定する一般競争入札及び指名競争入札をいう。）に関する事務 当該入札に参加するために必要な資格を有する事業者等

- 6 教職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該教職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の教職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の教職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった教職員の利害関係者であるものとみなす。

- 7 他の教職員の利害関係者が、教育長又は教職員をしてその職に基づく影響力を当該他の教職員に行使させることにより自己の利益を図るため教育長又はその教職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の教職員の

利害関係者は、教育長又はその教職員の利害関係者でもあるものとみなす。

（教育長が遵守すべき職務に係る倫理原則）

- 第3条 教育長は、自らの権限と責務の大きさを深く自覚し、県民の疑惑や不信を招くことがないように、常に高い倫理観を保持するとともに、公正かつ公平な教育行政の運営に努めなければならない。

- 2 教育長は、自らや一部の私的利益のために、教職員に対し、自らの権限又は地位に基づく影響力を行使してはならない。

（教職員が遵守すべき職務に係る倫理原則）

- 第4条 教職員は、教育を通じて県民全体に奉仕する者であり県民の一部に対してのみ奉仕する者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

- 2 教職員は、常に公私の別を明らかにし、いやくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

- 3 教職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

（倫理行動規準）

- 第5条 教職員は、公務員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、前条に規定する倫理原則とともに次に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 教職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。

- (2) 教職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

- (3) 教職員は、予算の執行に当たっては、職務の遂行に必要な予算が県民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、県民の疑惑や不信を招くことがないように、適切かつ効率的に執行するように努めなければならないこと。

（禁止行為）

- 第6条 教育長及び教職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。

- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金

銭の貸付けにあっては、無利子のもので又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。

(3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

(4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

(5) 利害関係者から未公開株式(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第75条第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること。

(6) 利害関係者から供応接待を受けること。

(7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。

(8) 利害関係者と共に旅行(公務のための旅行を除く。)をすること。

(9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定にかかわらず、教育長及び教職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

(1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。

(2) 多数の者が出席する式典、総会その他の催物(これに引き続き行われる飲食を伴うパーティーその他の会合を含む。以下同じ。)において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。

(3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。

(4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車(当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。)を利用すること(当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。)

(5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。

(6) 多数の者が出席する式典、総会その他の催物において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。

(7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

3 第1項の規定の適用については、教育長及び教職員(同項第9号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。)が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、教育長及び当該教職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の

贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

第7条 教育長及び教職員は、私的な関係(教育長及び教職員としての身分にかかわらない関係をいう。)がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号(第9号を除く。)に掲げる行為を行うことができる。この場合において、教育長及び教職員は、あらかじめ、届出書(別記第1号様式)により、倫理監督責任者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において速やかに届け出なければならない。

2 教育長及び教職員は、市町村職員(市町村(地方自治法第284条第1項に規定する地方公共団体の組合を含む。)の地方公務員法第3条第2項に規定する一般職又は同条第3項に規定する特別職に属する地方公務員をいう。)又は県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人及び教職員を派遣すること等により県と密接な関係を有する法人のうち、別表に定めるものの役員若しくは従業員であって、利害関係者に該当するものとの間においては、自己の費用を負担し、かつ、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項第7号及び第8号に掲げる行為を行うことができる。

3 教職員は、前2項の公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督責任者に相談し、その指示に従うものとする。

4 教職員が、任命権者の要請に応じ特別職地方公務員等(地方公務員法第29条第2項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下同じ。)となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として教職員として採用された場合(一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として教職員として採用された場合を含む。)における第1項の規定の適用については、同項中「教職員としての身分」とあるのは「教職員又は特別職地方公務員等(地方公務員法第29条第2項に規定する特別職地方公務員等をいう。)としての身分」とする。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

第8条 教育長及び教職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受け

る等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

- 2 教育長及び教職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(教育長及び教職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

- 第9条 教育長及び教職員は、他の教職員の第6条又は前条の規定に違反する行為によって当該他の教職員(第6条第1項第9号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者)が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

- 2 教職員は、倫理監督責任者その他教職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の教職員がこの規則に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

- 3 教育長及び管理職員(以下「教育長等」という。)は、その管理し、又は監督する教職員がこの規則に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

- 第10条 教職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、届出書(別記第2号様式)により、倫理監督責任者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において速やかに届け出なければならない。

- (1) 多数の者が出席する式典、総会その他の催物において、利害関係者と共に飲食をするとき。
- (2) 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であって、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であって利害関係者に該当しないものが負担するとき。

(講演等に関する規制)

- 第11条 教職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第17条の規定による承認又は地方公務員法第38条第1項の許可を受けてするものを除く。以下「講演等」という。)をしようとする場合

は、あらかじめ倫理監督責任者の承認を得なければならない。

(倫理監督責任者への相談)

- 第12条 教職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第6条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督責任者に相談するものとする。

(贈与等報告書の作成及び報告)

- 第13条 教育長等は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待(以下「贈与等」という。)を受けたとき又は事業者等と教育長等の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として、利害関係者に該当する事業者等から講演等の報酬の支払を受けたとき、若しくは利害関係者に該当しない事業者等から教育長等の現在若しくは過去の職務に関係する事項に関する講演等の報酬の支払を受けたとき(当該贈与等を受けたとき又は当該報酬の支払を受けた時において教育長等であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5千円を超える場合に限る。)は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間(以下「四半期」という。)ごとに、贈与等報告書(別記第3号様式)を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に作成することとし、管理職員にあっては、教育長に提出しなければならない。

(報告書の保存及び閲覧)

- 第14条 前条の規定により作成され、又は提出された贈与等報告書は、教育長において、これらを作成し、又は提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存するものとする。

- 2 何人も、教育長に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書(贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が1件につき2万円を超えるものに限る。)の閲覧を請求することができる。ただし、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると教育長が認めた事項に係る部分については、この限りでない。

- 3 前項の規定による贈与等報告書の閲覧は、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以後行うことができる。

(教育長の責務)

- 第15条 教育長は、この規則に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 贈与等報告書の受理、審査、保存及び閲覧のための体制の整備その他の教職員の職務に係る倫理の保持の

ための体制の整備を行うこと。

- (2) 教職員がこの規則に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
- (3) 教職員がこの規則に違反する行為について倫理監督責任者その他の適切な機関に通知をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。
- (4) 研修その他の施策により、教職員の倫理感の醸成及び保持に努めること。

(管理職員の責務)

第16条 管理職員は、所属教職員の職務に係る倫理の保持を図るため、その模範となるよう率先して自らの行動を律するとともに、所属教職員に対し、この規則の遵守に関し、指導及び監督を行うとともに、絶えず注意を喚起するよう努めなければならない。

(倫理監督責任者)

第17条 教育長及び教職員の職務に係る倫理の保持を図るため、倫理監督責任者を置く。

- 2 倫理監督責任者は、教育委員会委員長及び教育長とする。
- 3 倫理監督責任者たる教育委員会委員長は、教育長に対しその職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。
- 4 倫理監督責任者たる教育長は、教職員に対しその職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。
- 5 倫理監督責任者は、その指定する教職員に、この規則に定めるその職務の一部を行わせることができる。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、教育長及び教職員の職務に係る倫理の保持に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、この規則の施行の日以後に受けた贈与等又は支払を受けた報酬について適用する。

別表 (第 7 条関係)

和歌山県住宅供給公社
社団法人わかやま森林と緑の公社
社団法人和歌山県私学振興基金協会
財団法人和歌山県文化振興財団
和歌山県道路公社
和歌山県土地開発公社
財団法人和歌山県勤労福祉協会
財団法人和歌山県救急医療情報センター
財団法人和歌山県地域地場産業振興センター
財団法人和歌山県栽培漁業協会
財団法人和歌山県民総合健診センター
財団法人和歌山県文化財センター
財団法人和歌山県角膜・腎臓移植推進協会
財団法人和歌山県農業公社
財団法人和歌山県国際交流協会
財団法人和歌山県暴力団追放県民センター
社団法人和歌山県青少年育成協会
南紀白浜空港ビル株式会社
ウインナック株式会社
財団法人和歌山県水上安全協会
財団法人和歌山県下水道公社
財団法人和歌山県人権啓発センター
財団法人わかやま産業振興財団
財団法人和歌山県スポーツ振興財団
財団法人紀南環境整備公社
社団法人畜産協会わかやま
公立大学法人和歌山県立医科大学
社団法人和歌山県体育協会

別記第 1 号様式 (第 7 条関係)

年 月 日

届 出 書

倫理監督責任者 様

所属
職氏名

印

和歌山県教育委員会教職員倫理規則第 7 条第 1 項の規定による私的な関係がある利害関係者との行為について、次のとおり届け出ます。

行おうとする行為の種別	
行おうとする行為の態様	
相手方 (利害関係者) の所属・役職・氏名	
職務上の利害関係の状況	
私的な関係の経緯及び現在の状況	

別記第 2 号様式 (第 10 条関係)

年 月 日

届 出 書

倫理監督責任者 様

所属
職氏名

印

和歌山県教育委員会教職員倫理規則第 10 条の規定による利害関係者との飲食について、次のとおり届け出ます。

日 時 ・ 場 所	
会議等の名称・内容等	
相手方(利害関係者)の 所属・役職・氏名	
教職員の職務との具体的 関連等	
自己の飲食に要する費 用の額	円
上欄に記載した額を算 出した根拠	☐ 店に額を確認 ☐ 主催者側に額を確認 ☐ その他 ()
利害関係者以外の同席 者の有無・人数・職業	無 ・ 有 (名) 同席者の職業 : ()

注

- 1 教職員の職務との具体的関連等の欄には、和歌山県教育委員会教職員倫理規則第 2 条第 5 項第 1 号から第 8 号までに規定する具体的な事務を記入するとともに、届出日現在における権限の行使状況を記入すること。
- 2 額を算出した根拠となる資料を添付し、その他参考資料があれば添付すること。

別記第 3 号様式 (第13条関係)

年 月 日

贈 与 等 報 告 書

和歌山県教育委員会教育長 様

所属
職氏名

印

贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受けた年月日	
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	
贈与等の内容又は報酬の内容	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	
供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業（多数の者が居合わせた式典、総会その他の催物等の場において受けた供応接待にあっては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数）	
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び住所	
役員等が事業者等の利益のために贈与等を行った場合にあっては当該役員等の役職又は地位及び氏名（当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名）	
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支払を受けた職員の職務との関係	

注

- 「贈与等又は報酬の支払の基因となった事実」欄には、教職員が贈与等により利益の供与を受けた場合にあっては、贈与、供応接待等の事実を、教職員が報酬の支払を受けた場合にあっては、職員が提供した人的役務の内容並びに職員が当該人的役務を提供した年月日及び場所その他の当該報酬の支払を受ける基因となった事実に関する事項を記入する。
- 「贈与等の内容又は報酬の内容」欄には、金銭、有価証券、有価証券以外の物品、不動産、役務の提供又は供応接待の区分及びそれぞれの種類を記入する。
- 「贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠」欄には、販売業者への販売価格の照会に対する回答に基づく推計、カタログに記載された価格に基づく推計等職員が価額を推計した根拠を記入する。
- 贈与等又は報酬の支払 1 件につき 1 枚に記入する。

告 示

和歌山県告示第203号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき平成20年度廃棄物不法投棄監視パトロール業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成20年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

平成20年度廃棄物不法投棄監視パトロール業務

(2) 業務の内容等

委託業務実施要領による。

2 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年2月26日（火）現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に基づく公安委員会の認定を受けている法人であること。

(5) 和歌山県内に営業所があること。

(6) 警備員の雇用に関して、次のいずれかに該当すること。

ア 県内の営業所が1か所である場合において当該営業所に警備員を4名以上（常勤警備員2名以上を含む。）雇用していること。

イ 県内に複数の営業所がある場合においてそのうちの一の営業所に警備員を4名以上（常勤警備員2名以上を含む。）を、その他の営業所に常勤警備員をそれぞれ2名以上雇用していること。

ウ 県内に複数の営業所がある場合においてそのうちの一の営業所に警備員を10名以上（常勤警備員6名以上を含む。）雇用していること。

(7) 保有している車両が県内の営業所数以上であること。

(8) 法人税、消費税及び県税に滞納がないこと。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 誓約書

ウ 経営規模及び経営状況等総括表

エ 資格取得者調査票

オ 登記事項証明書

カ 印鑑証明書

キ 直近2か年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び余剰金処分計算書）

ク 納税証明書

次に掲げる税金に未納がないことを確認できるもので、発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 警備業法第5条第2項に規定する認定証の写し

サ 次に掲げる書類の写し（和歌山県内の営業所に勤務する者に関する者に限る。）

(ア) 警備業法第22条第2項に規定する警備員指導教員責任者証

(イ) 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書

(ウ) 従業員名簿

(2) (1) のイからキまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等にかかる参加資格審査申請の審査を経て、現に有効な競争入札に参加する資格を有する旨の通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のアからエまで及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、県が示す委託業務実施要領及びこれらの用紙は、平成20年2月26日（火）から平成20年3月4日（火）までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は平成20年2月26日（火）から平成20年3月10日（月）までの間に和歌山県環境生活部環境政策局廃棄物対策課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年2月26日（火）から平成20年3月10日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県環境生活部環境政策局廃棄物対策課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2681

ファクシミリ番号 073-441-2685

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年3月14日(金)午後4時までに通知する。

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成20年3月18日(火)までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成20年3月21日(金)までに、当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第204号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき平成19年度和歌山県動物愛護センター脱臭剤交換及び脱臭装置保守点検業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

平成19年度和歌山県動物愛護センター脱臭剤交換及び脱臭装置保守点検業務

(2) 業務の内容等

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者の資格に関する事項

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年3月3日(月)現在において、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 消費税、地方消費税及び県税に未納がない者であること。

(5) 過去2か年の間に、国(公団等を含む。)又は地方公共団体(以下「国等」という。)が設置する動物を管理する施設において、1の(2)に掲げる仕様書に定める業

務と規模をほぼ同じくする業務について、国等と契約を2回以上にわたり締結し、誠実に履行した実績のある者

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

エ 直近1か年分の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書)

オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの(和歌山県税が課税されていない者で、県外に主たる営業所を有する者には、主たる営業所の所在地のある都道府県の納税証明書)

(ア) 消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

カ 使用印鑑届

キ 誓約書

ク 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

ケ 国等が設置する動物を管理する施設において、1の(2)に掲げる仕様書に定める業務と規模をほぼ同じくする契約について、誠実に履行したことを国等が証する書類(過去2か年の間に2回以上の実績が認められるもの)

(2) (1) のイからオまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等に係る参加資格審査申請の審査を経て、現に有効な競争入札に参加する資格を有する旨の通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ、カ、キ及びクに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年2月26日(火)から平成20年3月6日(木)までの火曜日を除く毎日午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年2月26日(火)から平成20年3月7日(金)午前11時までの間に、和歌山県動物愛護センター業務課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年3月3日(月)

から平成20年3月7日(金)までの火曜日を除く毎日午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

- 5 資格審査申請書類の配布の場所
和歌山県動物愛護センター業務課
和歌山県海草郡紀美野町国木原372番地
郵便番号 640-1251
電話番号 073-489-6500
ファクシミリ番号 073-489-6504

6 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年3月11日(火)までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成20年3月13日(木)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成20年3月17日(月)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第205号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社和通	和歌山市黒田279-4	ケアランドかつらぎ	伊都郡かつらぎ町新田16-5	訪問介護・居宅介護支援事業・介護予防訪問介護	平成19.12.3

和歌山県告示第206号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づ

き、次のとおり告示する。

平成20年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
合資会社ドリーム愛	橋本市高野口町田原199	合資会社ドリーム愛	橋本市高野口町田原199	訪問介護	平成19.12.28
株式会社和通	和歌山市黒田279-4	ケアランドかつらぎ	伊都郡かつらぎ町大藪136-2	訪問介護・居宅介護支援事業・介護予防訪問介護	平成19.12.20
株式会社つつじ苑	岩出市西野181-2	訪問介護センターつつじ苑	岩出市西野181-2	訪問介護・介護予防訪問介護	平成20.1.23
社会福祉法人皆楽園	岩出市西国分668	岩出あいあいデイサービスセンター	岩出市金池92	通所介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防通所介護	平成20.1.23

和歌山県告示第207号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

平成20年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞退年月日
-------	------	-------	----------	-------

南明範	内科	医療法人明美会有田南病院	有田郡有田川町小島15	平成19.8.23
小幡淳美	整形外科	小幡整形外科医院	田辺市中屋敷40	平成20.1.17
岩橋譲治	内科	岩橋内科	東牟婁郡串本町串本40-44	平成20.1.17
石谷精司	内科・血液透析	けんゆうクリニック	東牟婁郡串本町串本1790	平成20.1.17

今居太郎	耳鼻咽喉科	今居耳鼻咽喉科	新宮市新町1-2-8	平成 20.1.17
宮本長平	内科	宮本内科医院	橋本市高野口町向島104	平成 20.1.17
玉置時也	整形外科	医療法人玉置外科医院	新宮市緑ヶ丘2-3-11	平成 20.1.17
石野剛	眼科	上富田クリニック	西牟婁郡上富田町朝来1407-1	平成 20.1.18
泉慶一郎	内科・外科	医療法人泉内科	新宮市下田1-9-55	平成 20.1.18
岡本勲夫	眼科	串本リハビリテーションセンター	東牟婁郡串本町串本259-6	平成 20.1.18
藤木茂	耳鼻咽喉科	藤木医院	海南市名高539-12	平成 20.1.18
山下哲生	内科	あきつの診療所	田辺市上秋津2310-9	平成 20.1.18
畑中淳治	内科・泌尿器科	医療法人淳風会熊野路クリニック	新宮市下田1-1-24	平成 20.1.18
北脇脩	整形外科	北脇医院	橋本市隅田町垂井7	平成 20.1.18
川口隆晴	外科	川口医院	紀の川市粉河1918	平成 20.1.18
吉信章	内科	医療法人有翠会吉信医院	有田郡有田川町大字天満397	平成 20.1.18
森上文一	外科	森上医院	日高郡みなべ町北道182	平成 20.1.18
坂口紀彦	内科	坂口医院	紀の川市貴志川町井ノ口576	平成 20.1.19
倉橋利幸	内科	倉橋医院	海南市黒江542-2	平成 20.1.19
福田雅由	耳鼻咽喉科	福田医院	御坊市湯川町財部727	平成 20.1.19
桂勝	内科・外科	桂医院	新宮市熊野川町日足9	平成 20.1.20
櫻井啓一		南紀福祉センター附属病院	西牟婁郡上富田町岩田1776-1	平成 20.1.21
北裏鉄也	外科	整形外科北裏	御坊市湯川町	平成

		病院	小松原454	20.1.21
宮城一郎	整形外科	国保直営串本病院	東牟婁郡串本町串本2175-1	平成 20.1.21
生駒久視	外科	白浜はまゆう病院	西牟婁郡白浜町1447	平成 20.1.21
中崎繁明	神経内科	白浜はまゆう病院	西牟婁郡白浜町1447	平成 20.1.21
亀井克典	内科・理学診療	白浜はまゆう病院	西牟婁郡白浜町1447	平成 20.1.21
阪口いさよ	内科	医療法人大進会阪口クリニック	紀の川市名手市場63	平成 20.1.22
池畑貞雄	耳鼻咽喉科	医療法人池畑医院	田辺市湊736-3	平成 20.1.28
初山和夫	整形外科	整形外科初山診療所	田辺市湊1481-2	平成 20.1.28
上平富男	小児科	上平医院	日高郡印南町大字印南2245-1	平成 20.1.29
猪井治水	消化器・一般外科	医療法人研医会田辺中央病院	田辺市南新町147	平成 20.1.30
勝田泰成	内科	勝田医院	紀の川市粉河2185	平成 20.1.30
酒井克治	外科	医療法人研医会田辺中央病院	田辺市南新町147	平成 20.1.30
森本悟一	外科	森本胃腸肛門科	橋本市東家1-2-25	平成 20.2.1
新垣勝	内科	新垣医院	海南市名高535-5	平成 20.2.4
畑中史郎	神経内科	紀南こころの医療センター	田辺市新庄町3571-1	平成 20.2.12
坂野弘幸	内科	坂野クリニック	東牟婁郡那智勝浦町天満848	平成 20.2.13

和歌山県告示第208号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成20年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 医 師 名	診 療 科 目	医 療 機 関 名	医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日	診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類											
					視	聴	平	言	そ	肢	心	腎	呼	又	小	免
					覚	覚	衡	語	しゃ	体	臓	臓	吸	は	腸	疫
									く					直		
														腸		

小門正英	眼科	海南市民病院	海南市日方 1272-3	平成 20.2.15	○													
梅村定司	外科	和歌山県立医科大学 附属病院紀北分院	伊都郡かつ らぎ町妙寺 219	平成 20.2.15											○			
横手秀行	脳神経外科	和歌山県立医科大学 附属病院紀北分院	伊都郡かつ らぎ町妙寺 219	平成 20.2.15						○								
石口明	整形外科	国保日高総合病 院	御坊市菌11 6-2	平成 20.2.15						○								
平松義文	内科、外科	古座川町国民健 康保険七川診療 所	東牟婁郡古 座川町下露 376	平成 20.2.15										○				

和歌山県告示第209号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成20年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ロッシュコートⅡ

和歌山県岩出市西野春面25-1 他

2 意見の概要

（1）周辺住民の生活環境全般に悪影響のないように努め、万一地域住民から苦情等が発生した場合は、当該事務所において誠意をもってその解決にあたること。

（2）事業所から出るごみの適切な処理をお願いする。

特に上新電機株式会社について、「家電リサイクル法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、家庭用パソコン等のリサイクルについて消費者へ周知するとともに本制度の円滑な運用に協力をお願いする。

（3）駐車場の出入口付近において国道24号および市道荊本西野1号線を走行中の車両の走行を妨げないよう、安全性と円滑性に努めること。

特に出車に対する歩道部への注意を促す交通事故防止看板の設置や出入口の見通しを考えフェンス等への看板設置はしないで下さい。

また、混雑が予想される時は交通事故防止のための交通整理員の配置をお願いする。

（4）附近に中学校があるため、学生に悪影響を及ぼさないような営業に努め、自転車通学の学生等の安全の確保に努めること。

（5）車上ねらい等の防止のため、駐車場への警備員の配置や防犯カメラの設置に配慮すること。

（6）24時間営業の店舗があり、駐車場を終日開放することとなるため、近隣住民への騒音被害防止に努めること、

また、長期放置車両には施設管理者として適切に対処すること。

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

岩出市事業部農林経済課（和歌山県岩出市西野209番地）

那賀振興局産業振興部産業総務課（和歌山県岩出市高塚209番地）

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成20年2月26日～平成20年3月26日

時間帯 午前9時30分～午後5時

和歌山県告示第210号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県警察学校給食調理委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成20年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

（1）業務の名称

和歌山県警察学校給食調理委託業務

（2）業務の内容

仕様書による。

2 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年2月26日（火）現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

（1）自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（2）自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 和歌山市、海南市又は岩出市に本社又は支店若しくは営業所を有すること。
- (8) 過去3年間に、一度に100食以上の給食を調理した業務の実績を有していること。
- (9) 過去3年間に、食中毒その他の事故等により営業停止処分を受けていないこと。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 事業経歴書
- ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)及び定款
- エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- オ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
- カ 使用印鑑届
- キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
- (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- (イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所が所在する都道府県が課する税全税目
- ク 誓約書
- ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- (2) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年2月26日(火)から平成20年3月4日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)の定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年3月6日(木)午後4時までの間に6に掲

げる場所に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市木ノ本1445番地 警察学校 1階 講師控室

(2) 日時

平成20年3月4日(火) 午前10時から

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年2月26日(火)から平成20年3月11日(火)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察学校

和歌山市木ノ本1445番地

郵便番号 640-8453

電話番号 073-455-2971(内線202)

ファクシミリ番号 073-455-2971

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成20年3月17日(月)までに通知する。

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成20年3月18日(火)までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成20年3月19日(水)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第211号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、パーキング・チケット発給設備の管理運用等事務委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

パーキング・チケット発給設備の管理運用等事務委託業務

(2) 業務内容

パーキング・チケット発給設備の管理運用等事務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 業務の処理に関する事項

ア 3名

イ 業務処理日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く日とする。

ウ 業務処理時間

和歌山県公安委員会が設置するパーキング・チケット発給設備の規制開始時間の30分前から終了時間の30分後までとする。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第6条の8に規定する、道路交通法（昭和35年法律第105号）第49条第1項のパーキング・チケット発給設備の管理に関する事務又は同条第2項に規定する措置に関する事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人で、平成20年2月26日（火）現在において、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 国税及び県税に未納がない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

(6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(7) 和歌山県内に本店、支店又は営業所等のある者

(8) 国、地方公共団体、企業又は団体等から委託を受け、金銭に関する取引又は現金の徴収等を自動的に行うことができるよう設置された機械からの現金の回収業務又は現金輸送業務を適正に履行したことがある者

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格申請書

イ 事業経歴書

ウ 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過

していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、発行後3か月を経過していないのもの

(ア) 法人税、消費税及び地方消費税

(イ) 主たる事務所が所在する都道府県が課する都道府県税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(2) (1) のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年2月26日（火）から平成20年3月10日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間で、6に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年3月10日（月）午後4時までの間に、6に掲げる場所に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎
1階 会議室

(2) 日時

平成20年3月4日（火）午前10時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年2月26日（火）から平成20年3月10日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、持参により6に掲げる場所に提出することとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部交通部交通規制課

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110（内線248）

ファクシミリ番号 073-473-7824

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成20年3月17日（月）までに通知する。

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警

察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成20年3月18日 (火) までに書面により求めることができる。

(3) (2) の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成20年3月21日 (金) までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第1号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。) 第167条の5第1項の規定に基づき、防犯ボランティアサポート事業委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成20年2月26日

和歌山県警察本部長 鶴 谷 明 憲

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

防犯ボランティアサポート事業委託業務

(2) 業務の内容等

防犯ボランティアサポート事業業務仕様書 (以下「仕様書」という。) による。

2 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年2月26日 (火) 現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 国税及び県税に未納がない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者 (以下「暴力団等」という。) が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

(6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(7) 警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」という。) 第4条に定める公安委員会の認定を受けた者であること。

(8) 法第9条の規定に基づき、営業所において警備業等の検定に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号) 第1条第2号に規定する施設警備業務及び同条第4号に規定する交通誘導警備業務の届出をし、かつ、当該業務の

実績があること。

(9) 法第23条に基づく検定で、施設警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を1名以上配置できる者で、かつ、同条に基づく検定で、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を1名以上配置できる者であること。ただし、施設警備業務に係る検定合格警備員が交通誘導警備業務に係る検定合格警備員である場合又は交通誘導警備業務に係る検定合格警備員が施設警備業務に係る検定合格警備員である場合は、当該警備員1名以上を配置できる者であれば足りるものとする。

(10) 過去3年間に法第48条又は第49条に規定する行政処分を受けていない者であること。

(11) てん補限度額10億円以上の警備業者賠償責任保険に加入している者又は落札後に加入することを確約できる者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書 (提出日において、発行後3か月を経過していないもの) 及び定款

エ 印鑑証明書 (提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書 (法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 法人にあっては主たる事務所又は個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

ク 経営規模及び経営状況等総括表

ケ 誓約書

コ 委任状 (申請者が代理人を選任した場合)

サ 警備業法施行規則 (昭和58年総理府令第1号) 第66条第1項第7号に定める契約事項を記載した書類 (警備契約一覧表) の写し

シ 2の (9) 及び (10) に掲げる警備業務検定に係る合格証明書の写し

ス てん補限度額10億円以上の警備業者賠償責任保険に加入している者には保険証券の写し、加入していない者には落札後1週間以内に加入する

旨を記載した誓約書

- (2) (1) のア、イ、カ、ク、ケ、コ及びスに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年2月26日（火）から平成20年3月7日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年3月4日（火）までの間に和歌山県警察本部警務部会計課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査説明会の場所及び日時
- (1) 場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番地1 和歌山県庁南別館3階D会議室
- (2) 日時
平成20年2月28日（木）午前10時から
- 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所
3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年2月26日（火）から平成20年3月7日（金）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。
- 6 資格審査申請書類の配布の場所
和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110（内線3015）
- 7 申請書類に使用する言語
申請書類の記載に使用する言語は、日本語とする。
- 8 資格審査の結果通知
資格審査の結果は、書留郵便により平成20年3月14日（金）までに通知する。
- 9 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由の説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成20年3月17日（月）までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成20年3月18日（火）までに当該説明を求めた者に対して口頭又は書面により行うものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

平成20年度廃棄物不法投棄監視パトロール業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
平成20年度
- (2) 委託業務名
廃棄物不法投棄監視パトロール業務
- (3) 業務委託内容
委託業務実施要領による。
- (4) 業務履行の場所
和歌山県が指定する場所
- (5) 委託業務期間
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第203号に規定する廃棄物不法投棄監視パトロール業務の一般競争入札に参加する資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県環境生活部環境政策局廃棄物対策課
- (2) 日時
平成20年2月26日（火）から平成20年3月4日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

4 委託業務実施要領を交付する場所及び日時等

- (1) 委託業務実施要領を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 場所
3の(1)に同じ。
- イ 日時
3の(2)に同じ。
- (2) (1) の規定により交付する委託業務実施要領に対して質問のある者は、下記各保健所衛生環境課に対して平成20年3月14日（金）午後4時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

名 称	所 在 地	郵便番号	電話番号	ファクシミリ 番 号
-----	-------	------	------	---------------

海南保健所衛生環境課	海南市大野中939	642-0022	073-483-8825	073-482-3786
岩出保健所衛生環境課	岩出市高塚209	649-6223	0736-61-0048	0736-62-8720
橋本保健所衛生環境課	橋本市高野町町名古曾927	649-7203	0736-42-5443	0736-42-5466
湯浅保健所衛生環境課	有田郡湯浅町湯浅2355-1	643-0004	0737-64-1293	0737-64-1290
御坊保健所衛生環境課	御坊市湯川町財部859-2	644-0011	0738-22-3481	0738-22-8751
田辺保健所衛生環境課	田辺市朝日ヶ丘23-1	646-8580	0739-26-7934	0739-26-7935
新宮保健所衛生環境課	新宮市緑ヶ丘2-4-8	647-8551	0735-21-9631	0735-21-9639
新宮保健所串本支所衛生環境課	東牟婁郡串本町西向193	649-4122	0735-72-0525	0735-72-2739

5 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、和歌山県環境生活部環境政策局廃棄物対策課に対して平成20年3月14日(金)午後4時までに書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

管轄保健所名 (ア)	入札場所 (イ)	入札日時 (ウ)	開札場所 (エ)	開札日時 (オ)
海南保健所	同左大会議室	平成20年3月28日(金)午前10時から	(イ)に同じ	(ウ)に同じ
岩出保健所	那賀振興局健康福祉部会議室	平成20年3月28日(金)午前10時から	(イ)に同じ	(ウ)に同じ
橋本保健所	同左大会議室	平成20年3月28日(金)午前10時から	(イ)に同じ	(ウ)に同じ
湯浅保健所	同左大会議室	平成20年3月28日(金)午前10時から	(イ)に同じ	(ウ)に同じ
御坊保健所	同左別館小会議室	平成20年3月28日(金)午前10時から	(イ)に同じ	(ウ)に同じ
田辺保健所	西牟婁振興局中会議室B	平成20年3月28日(金)午前10時から	(イ)に同じ	(ウ)に同じ
新宮保健所	東牟婁振興局入札室	平成20年3月28日(金)午前10時から	(イ)に同じ	(ウ)に同じ
新宮保健所串本支所	同左大会議室	平成20年3月28日(金)午前10時から	(イ)に同じ	(ウ)に同じ

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き

契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された

者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載する
とおりとする。
- (2) この入札の開札には、当該入札場所ごとの和歌山県立
各保健所の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に
基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって
申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある
ときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を
決定するものとする。この場合において、当該入札者の
うち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がある

ときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない
当該入札場所ごとの和歌山県立各保健所の職員にくじ
を引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札
がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合
において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までと
する。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名
称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地	郵便番号	電話番号	ファクシミリ 番 号
和歌山県環境生活部環境政策局廃棄物対策課	和歌山市小松原通1-1	640-8585	073-441-2681	073-441-2685
海南保健所衛生環境課	海南市大野中939	642-0022	073-483-8825	073-482-3786
岩出保健所衛生環境課	岩出市高塚209	649-6223	0736-61-0048	0736-62-8720
橋本保健所衛生環境課	橋本市高野口町名古曾927	649-7203	0736-42-5443	0736-42-5466
湯浅保健所衛生環境課	有田郡湯浅町湯浅2355-1	643-0004	0737-64-1293	0737-64-1290
御坊保健所衛生環境課	御坊市湯川町財部859-2	644-0011	0738-22-3481	0738-22-8751
田辺保健所衛生環境課	田辺市朝日ヶ丘23-1	646-8580	0739-26-7934	0739-26-7935
新宮保健所衛生環境課	新宮市緑ヶ丘2-4-8	647-8551	0735-21-9631	0735-21-9639
新宮保健所串本支所衛生環境課	東牟婁郡串本町西向193	649-4122	0735-72-0525	0735-72-2739

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通
貨は、日本語及び日本通貨とする。

- (3) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平
成20年度和歌山県当初予算が議決されなかった場合は、
中止、延期又は変更するものとする。

入 札 公 告

平成19年度和歌山県動物愛護センター脱臭剤交換及び脱臭装置保守点検業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度及び事業番号

平成19年度動物第1号

- (2) 委託業務名

和歌山県動物愛護センター脱臭剤交換及び脱臭装置
保守点検業務

(3) 業務委託内容

仕様書による。

(4) 業務履行の場所

和歌山県が指定する場所

(5) 委託業務期間

契約締結日から平成20年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第204号に規定する委託業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山県海草郡紀美野町国木原372番地

和歌山県動物愛護センター業務課

(2) 日時

平成20年2月26日（火）から平成20年3月6日（木）までの火曜日を除く毎日午前10時から午後4時まで

4 仕様書を交付する場所及び日時等

(1) 仕様書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する仕様書に対して質問のある者は、和歌山県動物愛護センター業務課に対して平成20年3月7日（金）午後4時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、和歌山県動物愛護センター業務課に対して平成20年3月7日（金）午後4時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山県海草郡紀美野町国木原372番地

和歌山県動物愛護センター会議室

イ 入札日時

平成20年3月19日（水）午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札

金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県動物愛護センターの職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県動物愛護センターの職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県動物愛護センター業務課

(2) 所在地

和歌山県海草郡紀美野町国木原372番地

郵便番号 640-1251

電話番号 073-489-6500

ファクシミリ番号 073-489-6504

入 札 公 告

和歌山県警察学校給食調理委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度 平成20年度

(2) 業務の名称

和歌山県警察学校給食調理委託業務

(3) 業務の内容

仕様書による。

(4) 契約期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間

(5) 入札金額

年間総金額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第210号に規定する和歌山県警察学校給食調理委託業務に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市木ノ本1445番地

警察学校

電話番号 073-455-2971

ファクシミリ番号 073-455-2971

(2) 日時

平成20年2月26日（火）から平成20年3月4日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39条）第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書等を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び日時は次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、警察学校に対して平成20年3月6日（木）午後4時までに書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市木ノ本1445番地 警察学校 1階 講師控室

(2) 日時

平成20年3月4日（火）午前10時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部 3階 会議室

イ 入札日時

平成20年3月21日（金）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から

第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、警察学校の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

入札公告

パーキング・チケット発給設備の管理運用等事務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度 平成20年度

- (2) 業務の名称

パーキング・チケット発給設備の管理運用等事務委託業務

- (3) 業務の内容

仕様書による。

- (4) 契約期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間

- (5) 入札金額

年間総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第211号に規定するパーキング・チケット発給設備の管理運用等事務委託業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所

和歌山市西1番地

和歌山県警察本部交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110

ファクシミリ番号 073-473-7824

- (2) 日時

平成20年2月26日（火）から平成20年3月10日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び日時等

を交付する場所及び日時等

- (1) 入札説明書等を交付する場所及び日時は次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。 イ 日時 3の(2)に同じ。 (2)(1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、交通規制課に対して平成20年3月10日(月)午後4時までに書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。 5 入札説明会の場所及び日時 (1) 場所 和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎 1階 会議室 (2) 日時 平成20年3月4日(火)午前10時 6 一般競争入札の執行の場所及び日時 (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。 ア 入札場所 和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎 1階 会議室 イ 入札日時 平成20年3月25日(火)午後2時 ウ 開札場所 アに同じ。 エ 開札日時 イに同じ。 (2)(1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。 7 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 8 入札保証金に関する事項 (1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。 (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。 (3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。	9 契約保証金に関する事項 (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。 (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。 10 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。 なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。 11 入札執行方法の細目 (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。 (2) この入札の開札には、交通規制課の職員が立ち会うものとする。 (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。 (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。 12 契約書作成の要否 要 13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否 否 14 契約方法 契約は、落札者で行うものとする。 15 その他 この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。 (1) 名称 和歌山県警察本部警務部会計課 (2) 所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地1 郵便番号 640-8588 電話番号 073-423-0110(代表) (3) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。
---	--

諸 報

入 札 公 告

防犯ボランティアサポート事業委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月26日

和歌山県警察本部長 鶴谷 明 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度 平成20年度

(2) 業務の名称

防犯ボランティアサポート事業委託業務

(3) 業務の内容

防犯ボランティアサポート事業業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(5) 契約期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間

(6) 入札金額

年間総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県警察本部告示第1号に規定する防犯ボランティアサポート事業委託業務に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課(以下「生活安全企画課」という。)

(2) 期間

平成20年2月26日(火)から平成20年3月7日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39条)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する仕様書に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、以後は生活安全企画課に対して平成20年3月7日(金)午後4時までに書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地1 和歌山県庁南別館3階D会議室

(2) 日時

平成20年2月28日(木)午前10時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部3階会議室

イ 入札日時

平成20年3月19日(水)午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条ま

での規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、生活安全企画課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない生活安全企画課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - ア 名称
和歌山県警察本部警務部会計課
 - イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110(代表)
- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

正 誤

正 誤

平成19年3月23日付け和歌山県報第1844号目次中

ページ	段	行目	誤	正
1	左	上から4	特定非営利活動法人の設立認証の申請	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

正 誤

平成20年2月15日付け和歌山県報号外(2)目次中

ページ	段	行目	誤	正
1	左	上から36	宅地建物取引業法による聴聞	宅地建物取引業の業務の停止